

平成31年第3回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 平成31年3月29日（金）午後4時00分
2. 開 会 平成31年3月29日（金）午後4時00分
3. 閉 会 平成31年3月29日（木）午後4時48分
4. 出席委員 尾崎 靖二教育長職務代理者  
 亥埜 誠治委員  
 伊丹 香寿美委員  
 長谷川 深雪委員
5. 事務局 河野宏甲 教育次長兼学校教育部長・大湾喜久男 教育総務室  
 長兼学校規模適正化室長・内山美智子 学校教育部付部長・竹  
 田和之 生涯学習推進部長・小川暢子 生涯学習推進部付部  
 長・和久田寿樹 学校規模適正化室長代理・竹田知宏 学校教  
 育部次長兼指導課長・後藤秀也 教育総務室長代理・殿山泰央  
 学校規模適正化室課長・木村浩幸 学校管理課長・寺本憲昭  
 学校給食センター所長・本多章博 社会教育課長・真鍋成史  
 社会教育課長・清水健次 青少年育成課長・川村光子 図書館  
 課長
6. 議事日程
 

日程 1	会議録署名委員指名
日程 2	会議時間決定
日程 3 報告第3号	教育長の報告について
日程 4 議案第5号	教育委員会事務局管理職職員の人事異動について
日程 5 議案第6号	平成31年度「交野市学校教育ビジョン」アクションプランの策定について
日程 6 議案第7号	「大阪府公立学校長（任期付）」の平成32年度任用に係る意向調査

- 日程 7 議案第8号 交野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 日程 8 議案第9号 交野市部活動の在り方に関する方針について

## 7. 議事内容

尾崎教育長職務代理者

皆さんこんにちは。それでは、只今から平成31年第3回教育委員会定例会議を開催したいと思います。

開催の前に事務局から本日の出席状況の報告を願います。

後藤室長代理

出席状況を報告いたします。本日の出席者は4名でございます。

これは、地教行法第14条第3項の規定により本会議は成立いたしますことをご報告いたします。

尾崎教育長職務代理者

報告はお聞きのとおりです。

次に、本日の会議でございますが、地教行法第14条第7項の規定により公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

各委員

異議なし

尾崎教育長職務代理者

ご異議がございませんので、公開にしたいと思います。

本日は、傍聴希望がありませんので、このまま、定例会を続けたいと思います。

只今から、平成31年第3回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程に従い進めたいと思います。

まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。

会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い、教育長が指名することとなっておりますので、職代の私をご指名してよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

尾崎教育長職務代理者 ご異議がありませんので、長谷川委員を指名します。  
次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。  
会議時間決定につきましても、私に一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

尾崎教育長職務代理者 ご異議がありませんので、只今から午後5時20分までといたします。  
続きまして、日程3報告第3号「教育長の報告について」を議題といたします。  
報告事項1「平成31年第1回議会（定例会）一般質問及び答弁の要旨について」を議題といたします。  
本件につきまして、時間の都合上説明は省略させていただきます。質疑に入りたいと思います。  
質疑はありませんか。  
亥埜委員どうぞ。

亥埜委員 2ページの、文部科学省が定めている要保護児童生徒援助費補助金とありますが、これは、どのようなもので、いつ頃文科省が出して、これを参考にして答えを出すということで、答弁されているんですが、文科省からの返事はいつ頃答得られるのでしょうか。

木村課長 お答えさせていただきます。

こちらの要保護認定の基準表があるんですが、こちらは昨年の12月頃に文科省が要保護交付児童の金額の変更、こんな感じで考えていますよという形で、表が提示されています。

こちらの方は、就学援助の中での品目いろいろありますが、その中でも今回は、小学校・中学校の入学準備金の金額変更であったり、卒業アルバムの支給の追加という形で、予算取りを考えておるとい形でだされたものです。

こちら、国会に出されて検討に入ったと聞いております。

これが、決まったかという通知は市の方には下りてきておりません。

亥埜委員 　　いつ、答えが出るかわからない状況ですか。

木村課長 　　現状はまだ通知が下りてきていないので、この金額でこれがいつからという形では、まだただけていない状態でございます。

河野教育次長 　　国会の衆議院の方では、すでに予算が可決されておりまして、いま参議院の方で審議しておりますので、参議院の方で仮に通らなくても衆議院の予算が優先されるというところで、ほぼ予算が改定になるのは確実でございます。それに基づいて、うちの方も次年度変えていく予定でございます。

亥埜委員 　　分かり次第ということによろしいですか。

河野教育次長 　　はい。

尾崎教育長職務代理者 　　他に、質疑はございませんか。  
長谷川委員どうぞ。

長谷川委員 16 ページですが、テレビでもたくさん話題に上がっている  
ので保護者としても興味を持っていますが、3 月末にガイドラ  
インが正式に決定される予定とのことですが、交野市として  
今後いついつまでにどうこうしなければならないみたいな計  
画があれば教えてください。

竹田次長 府の方は、先日の教育委員会の方で、正式な案になってき  
ているといった情報提供はありました。その中では、原則平成  
31 年度中には各市町村は児童生徒保護者にルールや方針を固  
め、説明をするようにというようなガイドラインになっており  
ます。

本市といたしましては、この説明を受けましたのでこれから  
学校の現場の方とも相談しながら検討していくことにはなっ  
ておりますが、4 月当初につきましては現状と同じで始める  
ということで、各学校には伝えております。

長谷川委員 これは、学校の校長先生の判断によって、ばらつきがでるも  
のですか。

竹田次長 今考えておりますのは、市の中で統一をして各学校指導の  
下、やっていこうと考えておるところであります。

長谷川委員 分かりました。

尾崎教育長職務代理者 できるだけ速やかに教育委員会の方針を出して、各学校で実  
施に移すという、そういう方向性ですよね。

竹田次長 一応、年度中ということなんですが、年度末になっても・・・。

尾崎教育長職務代理者 何をしてる事か分からないですよ。

竹田次長           はい。

尾崎教育長職務代理者   他に、質疑はございませんか。  
伊丹委員どうぞ。

伊丹委員           2点あります。  
1点目、5ページですが、ニュースにもなっていますが虐待の親御さんがいて、それがわかったときにどうするのかという話ですが、具体的にどういう事案かによって対応を行うことだと思いますが、教育委員会としては、例えばニュースでもあったようなアンケートを見せてほしいということで、親側は毎日教育委員会に押しかけてくるといったケースがあったような場合に、具体的にどのような対応をされることを想定されているのかあるいはマニュアル的なものがあるのかということをお伺いしたいです。

2点目、31ページで、第一中学校区で施設一体型になった場合に、現状の生徒数でいけば職員定数が6名程減少ということになっていますが、議員の方からもご指摘があったような形で、一体型になれば教職員の方の負担が増えるだろうというところがあるので、その点に関して柔軟に加配するとかが考えられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

竹田次長           まずは、1点目の過度な要求に対しましては、警察と連携する、もしくは顧問弁護士も市のほうには居ますので、そちらの方と相談して対応する形になるかと思えます。

その場の判断ですぐに個人情報に係るようなものを渡すということはやってはいけないことだと捉えております。

伊丹委員           例えば、毎日押しつけてきて、そこで暴れたりするというようなことがあった場合に、どの段階で、例えば1日来たらそこで警察に通報するのか、あるいは2日来たらどうなのか、具

体的な想定はありますか。

竹田次長 大声を出されたり、そういうことが長い時間続くことがありましたら、警察に連絡をして来ていただく形にはなると思います。

長谷川委員 過去に交野市はそういう事がありましたか。

竹田次長 私がいる中ではございました。

伊丹委員 そうなんですね。  
警察に通報するという対応をしたことがあるという事でしょうか。

竹田次長 警察の方と、教頭先生に来ていただきました。

伊丹委員 その時は、そのような形で収まったということですか。

竹田次長 当時の教頭先生が上手に対応していただき収まりました。  
2点目ですが、小中一貫校になった場合、業務が多忙になるということで、現在も第一中学校区には2名の非常勤職員を入れておりますが、そのような形で、いま具体的に業務改善の方がいいのか、授業をもてる教員を入れた方がいいのか検討しているところですが、何らかの形で加配をつけていきたいと考えております。

尾崎教育長職務代理者 2名の非常勤職員は、これは市独自の加配ですか、国の加配に基づいてですか。

竹田次長 市で入れさせていただいております。

尾崎教育長職務代理者 予算はいけるんですか。

竹田次長 小中一貫学園構想事業の中で手当てをいただいてその中でやらせていただいております。

尾崎教育長職務代理者 この6名ということについても、小中一貫であるからこそ手当てが可能であるということですよ。

竹田次長 はい。

尾崎教育長職務代理者 他に、質疑はございませんか。

各委員 質疑なし

尾崎教育長職務代理者 質疑なしと認めます。それでは報告事項1「平成31年第1回議会（定例会）一般質問及び答弁の要旨について」を終わります。

続きます。日程4 議案第5号「教育委員会事務局管理職職員の人事異動について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

後藤室長代理 議案第5号 教育委員会事務局管理職職員の人事異動について、ご説明させていただきます。

別紙一覧表をご覧ください。

新たに教育委員会に来られた方と内部で異動のあった方から上から順番に読み上げていきます。

まずは、大湾喜久男 教育総務室長兼学校規模適正化室長が、教育次長兼教育総務室長兼学校教育部長に、前任者は河野宏甲。次に、和久田寿樹 学校規模適正化室長代理が、学校規模適正化室長に、前任者は大湾喜久男。次に、本多章博 社会教育課長が、生涯学習推進部次長に、佐竹利和 水道局総務

課長兼総務係長が、教育総務室長に、前任者は後藤秀也。 殿山泰央 学校規模適正化室課長が、学校規模適正化室長代理に、前任者は和久田寿樹。 福田美樹 子育て支援課長兼機能支援センター所長が社会教育課長に、前任者は本多章博。平井正喜 消防長が図書館長に、前任者は末松肇。仁木裕美 指導課長代理が、学校規模適正化室課長代理に栗田康子 指導課長代理が学校管理課長代理に、前任者は、伊藤 仁。そして、野田喜彦 営繕課長代理が、学校管理課長代理兼学校規模適正化室課長代理に、脇田敏勝 任期付職員が、学校管理課長代理兼学校規模適正化室課長代理に、尾形直樹 学校給食センター係長が、学校給食センター課長代理に、そして、原 和広 交野小学校教諭が指導課長代理に、妹尾佳幸 第一中学校教諭が指導課長代理に、仁志智加 長宝寺小学校教諭が指導課長代理に、梨木直樹 社会教育課長代理兼文化・スポーツ振興係長が、社会教育課長代理兼管理係長に、橋本高明 任期付職員が、社会教育課長代理に、岡本太一 青少年育成課長代理が、青少年育成課長代理兼児童育成係長に、裏面にいきまして、次は、教育委員会から別の部署に異動される方です。

河野宏甲 教育次長兼学校教育部長が行政委員会事務局長に、小川暢子 生涯学習推進部付部長が、市民部長に、後藤秀也 教育総務室長代理が、乙辺浄化センター所長に、伊藤仁 学校管理課長代理が、妙見坂小学校教頭に、中西 誠 指導課長代理が旭小学校教頭とされます。以上、部長級4人、次長級1人、課長級5人、課長代理級13人、平成31年度交野市教育委員会事務局管理職員の人事異動、についての説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

尾崎教育長職務代理者

説明は終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

各委員 質疑なし

尾崎教育長職務代理者 質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。議案第5号「教育委員会事務局管理職職員の人事異動について」は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

尾崎教育長職務代理者 異議なしと認めます。よって本件については原案のとおり可決されました。以上で日程4 議案第5号「教育委員会事務局管理職職員の人事異動について」を終わります。

続きまして、日程5 議案第6号「平成31年度「交野市学校教育ビジョン」アクションプランについて」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

後藤室長代理 議案第6号 平成31年度「交野市学校教育ビジョン」アクションプランの策定についてですが、先月の協議会で、ご提示させていただきましたときに、いろいろとご協議をしていただきました。

内容の修正箇所は、なかったかと思しますので、文書内の誤字脱字を修正し再度校正しなおしております。

本日は、事業内容の説明は、前回の協議会で、させてもらっておりますので、省略させていただき、定例会の議案といたしましてご提示させてもらいました。

どうか御承認の程よろしくお願いいたします。

尾崎教育長職務代理者 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

尾崎教育長職務代理者 何点かありますが、文書について従前から申し上げている表

記上のことですが、統一していただきたいということで、何点か申し上げますが、14ページ・15ページ辺りですが、ここにははっきりしていませんが、1点目は、「基本的方向と取組みの工程」については、句点を打たないというように統一されていると思いますが句点がある箇所があります。

こういうことは、本当に些細な事ですが、公文書ですので統一していただきたいと思います。

それから、文書が分かりにくい、ねじれているように思います。

例えば2つ目の中点だったら「児童・生徒が自ら課題を見つけ、自ら学び考えるちからを引き出すための積極的な大学や研究機関との連携による、学習意欲を高める学習環境の構築」という、よく出てくる役所独特の言い回し方ですが、より分かりやすくしてもらいたいと思いますので、例えば、二文に分けるということをしていただきたいと思います。

例えば、児童生徒が自ら課題を見つけ、自ら学び考える力をつけさせる。とか、言い切りまして、二文目で、そのためにと受けて、そのために積極的に大学や研究機関との連携を図り学習意欲を高める学習環境の構築ですか？学習過程を作り上げるではないんですか？環境を作ればいいんですか？

これは、内容ですので、内容は言わないつもりです。

もう一つは、一番下の3つ目の中点、「課外活動において大学や研究機関の専門性を取り入れて、顧問となる教員のサポートができる体制づくりの構築」、顧問となる教員というのは何のことなのか、後ろ読んだら分かるんですが、とにかく分かりやすく説明はできないものかということです。もう一つは、「体制づくりの構築」というのは、「体制の構築」でいいのかと思います。

これは一例ですので、こういったことがたくさんあって、「少人数学級の整備と充実」についても、ここも、前提となる事実がどこになっているのかが全く分からないので、そういうのは

一切カットしているんですよ、それだったら前の方に書いてほしいと思いますが、例えば、小学校の中学年になるといきなりすぎて何のことやら、少人数学級が前提となるのが、1年生については国の制度があり、2年生については府の制度があるが、しかし小学校の中学年になると、とかこういう書き方をしてもらって、最後のところは、市としてどうしているのかというスタンスが見えるようにしてもらいたいです。交野市独自の事なので。「そして、学級増となる学校には市費負担教員を採用して配置します。」という最後のところですが、この言葉どおり読んだら学級増となるのは市費負担であるのかということになるので、「そして」はやめて「制度により」とか「制度に則り、学級増となる市費負担教職員は」とかですね。

これは例です。こういうことが非常に沢山あります。

前に申しましたが、文書主任はもう廃止されて交野市には文書主任制度はないんですよ。

後藤室長代理           そうですね。

尾崎教育長職務代理者   検討してほしいですね。

文書をどう書くか、誰もチェックしないでここにきているのか、そう見えます。

もう一点、15ページは重大な誤りがあって「3. 学習評価システムの構築」のところで、「到達目標や評価基準を明確にする」とありますが何が間違っていますか内山部長。

内山部長               評価基準の基という字です。

尾崎教育長職務代理者   直ぐに部長は答えられるんです。けどこれが通ってきているんです。

内山部長               見落としました。

尾崎教育長職務代理者 これは使用するとき絶対にいけないので。評価システムのことなので、これを出したのが一月二十何日だったかそれより後にこれを書いたんですよ。

でも、ここに出すのはここなので少しぐらいはそれを入れてもらいたいです。

竹田次長どんなことが特徴としてありましたか。

竹田次長 すいません、お答えできません。

尾崎教育長職務代理者 そういうところなんかも、例えば、もう一人の方が読んで、指導主事にもご指導いただいたら指導主事も勉強しますし、質の問題として従前から文書のことについては申し上げているので、本日初めていう事ではないので、是非ご検討いただいて、次回「凄いな」と私に言わせて下さい。

後藤室長代理 ありがとうございます。

尾崎教育長職務代理者 その様なことで、要望という形で出させていただきました。他に、異議はございませんか。

各委員 異議なし

尾崎教育長職務代理者 異議なしと認めます。それでは、お諮りいたします。  
議案第6号「平成31年度「交野市学校教育ビジョン」アクションプランの策定について」は原案のとおり可決してよろしいかお伺いします。

各委員 異議なし

尾崎教育長職務代理者 異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決いたしました。

以上で、日程5 議案第6号「平成31年度「交野市学校教育ビジョン」アクションプランについて」を終わります。

続きまして、日程6 議案第7号「「大阪府公立学校長（任期付）」の平成32年度任用に係る意向調査について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

竹田次長

本調査は、平成32年度から3年間の任期付校長を交野市が希望するかどうかの調査です。

参考資料としまして、平成31年度、つまり平成30年度に実施した募集要項を添付しています。また、平成20年度からの大阪府全体の募集状況を添付しています。

これまでの本市の状況をご説明しますと、平成26年度は、1名希望し人物まで決定しておりましたが、辞退されました。

また、平成27年度にも1名希望し選考しました結果、紺野先生にお越しいただくことになりました。

来年度以降の校長の数ですが、校長選考に合格している教頭が複数名おりますことや次年度、校長選考を受験させようと考えておる教頭もおりますことから人数は、足りると考えています。

以上のことから事務局案としましては、平成32年度任用の任期付き校長を希望しないといたします。

説明は以上でございます。ご議決をお願いいたします。

尾崎教育長職務代理者

説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

各委員

質疑なし

尾崎教育長職務代理者

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第7号「「大阪府公立学校長（任期付）」の平成32年

度任用に係る意向調査について」は、原案のとおり可決してよろしいかお伺いします。

各委員 異議なし

尾崎教育長職務代理者 異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決しました。

以上で、日程6 議案第7号「大阪府公立学校長（任期付）」の平成32年度任用に係る意向調査についてを終わります。

続きまして、日程7 議案第8号「交野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を、議題といたします。

事務局説明をお願いします。

竹田次長 今回の一部改正につきましては、平成29年4月1日に、学校教育法第37条第14項が、「事務職員は、事務に従事する」から、「事務をつかさどる」に改正されたことに基づいたものでございます。

新旧対照表をご覧ください。改正の内容は、学校事務職員について、主幹・主査・副主査及び主事の職務内容をひとまとめにし、「学校事務職員は、上司の指揮を受け学校事務をつかさどり、担当事務を通じて学校運営に参画する」としております。

この改正によって、教育指導面や保護者対応等により、学校組織マネジメントの中核となる校長、教頭等の負担が増加するなどの状況にあって学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員の職務を見直すことにより、管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指すものでございます。

また、これまで「技師」というくくりで、「学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる」としていたものを実態に合わせ、「学校栄養職員」とし、学校給食及び食の指導に関する専門的事項をつかさどる」としてございます。

説明は以上でございます。ご議決をお願いいたします。

尾崎教育長職務代理者

説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。  
質疑はございませんか。  
伊丹委員どうぞ。

伊丹委員

規則の内容はこれで特に問題ないと思っておりますが、具体的に事務職員の方が改正されることによって、どのように変わっていくかお考えでしょうか。

竹田次長

現状の法に基づきますと、従前でしたら事務に従事するということがあれば、事務職にだけ携わっていればそれでという捉え方をされがちであったんですが、実際には事務職員いろんな公務に携わって管理職をサポートしております。

その現状に基づいて、今回こうやって事務を司るというように変えさせていただいております。

具体的内容といたしましては、これから文科省からも示されると聞いてはおるんですが、現状やっていることを法的にも認めていかなければならない形になるかと思っております。

尾崎教育長職務代理者

特に、学校経営に参画するというのが、いまのご説明では大きかった、文言上もそれが明記されたということになりますか。

竹田次長

はい。

尾崎教育長職務代理者

管理運営規則の中に、第3条第2項に、学芸会という文言

がございますが、学芸会を行っている学校はあるんでしょうか。

竹田次長 文化行事ということで。

尾崎教育長職務代理者 こういう改正の機会に、そういったことを管理運営規則で日頃から「何か変だな」と思っているようなことがありましたら文言を改めていって、丁度いい時期なので、いつも後ろに何か書きますね。

その時に合わせて、そのチャンスにこういうところを直していったらありがたいと思いますので、今後よろしく願いいたします。

他に、質疑はございませんか。

各委員 質疑なし

尾崎教育長職務代理者 質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。

議案第 8 号「交野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり可決してよろしいかお伺いします。

各委員 異議なし

尾崎教育長職務代理者 異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決しました。

以上で、日程 7 議案第 8 号「交野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を終わります。

続きまして、日程 8 議案第 9 号「交野市部活動の在り方に関する方針について」を議題とします。

事務局説明をお願いします。

竹田次長

本方針策定の趣旨等といたしましては、部活動は、各学校の教育課程での取組みと関連し、学校教育がめざす生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしています。

しかしながら、部活動における過度な活動等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるという問題があるとともに、教員においても、部活動が長時間勤務の要因の一つになっています。

このようなことから、平成 30 年 3 月に、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成 30 年 12 月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」ならびに平成 31 年 2 月に「大阪府部活動の在り方に関する方針」に則り、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組みについて、本方針を策定いたします。

本方針は、中学校段階の部活動を対象とし、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が学校・地域・分野、活動目的や競技種目等に応じた多様なかたちで最適に実施されることをめざすものであります。

2 枚目をご覧ください。1 として「適切な運営のための体制整備」について、2 には、「合理的でかつ効率的な活動の推進のための指導について」、3 枚目の 3 には、「適切な休養日及び活動時間の設定」として、休養日及び活動時間について、基準を示しております。

休養日としましては、学期中は、週当たり 2 日以上休養日を設ける。平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とするとしております。

また、1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとしております。

説明は以上でございます。ご議決をお願いいたします。

尾崎教育長職務代理者 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。  
質疑はございませんか。  
亥桮委員どうぞ。

亥桮委員 質疑ではないですが、こういったクラブの在り方の運用で書いておくのはいいと思うんです。  
我々の時代からとは全然違うので、過度とかは人によって違いが出てくると思うので、顧問の先生に徹底するなど、子どもたちも個人的に解釈が違うので、同じことをしていても、やっていける事とやっていけない事があるので、そういう事も出てくると思うので、その辺は、顧問の先生に文言を残すのも大事だと思いますが、その辺は十分に対処を一本にしてほしいと思います。

尾崎教育長職務代理者 部活動の中で、最近、いじめ事象ということが、新聞等に取り上げられていますが、その辺はこの方針の中ではどこで触れていますか。あるいはどこが該当するんですか。

竹田次長 1の(2)のところで、生徒の安全確保のところ、運動面での安全確保もあると思いますが、心の安全をサポートするのも必要かと考えます。

尾崎教育長職務代理者 迎合しないのもいいですが、この度は、そういうことを視野に入れて作ったものではなく、あくまでも時間的なことを中心とした方針であるのであればそれで、部活動におけるいじめは他にも何か教育委員会として管理職等に周知を図ることを考えておられるのであればそれはそれでいいと思います。  
この、1(2)でいけるというように、お答えになりましたよね。

竹田次長 はい。

尾崎教育長職務代理人

それでは、ご指導よろしくお願いいたします。  
他に、質疑はございませんか。  
伊丹委員どうぞ。

伊丹委員

これは、外部というか市民にも公開されるんですか。

竹田次長

こちらは、教育委員会の方針も公開しますし、これに基づいた、各学校で作成いたします部活動に係る活動方針をホームページでアップするというので、各中学校の校長には指示をしています。

伊丹委員

例えば、これをご覧になった保護者の方がこう書いてあるが、うちの部活動は違くと、だから是正してほしいと、校長先生なり、教育委員会に来た場合に、この方針自体は校長先生が整備すると思いますが、教育委員会としてはどのような対応をとられますか。

竹田次長

委員がおっしゃられるように、おそらくその様なことも出てくる可能性はあると思っております。

ただ、学校で過度なことをやっているようでありますと、指導はしていかないといけないと考えておりますし、それが、その時やっているが、他で休養日を取るなど、理解されていないような場合もあるかもしれませんので、その辺は学校と話をさせていただくというような解決方法になるかと思っております。

伊丹委員

保護者によって、亥埜委員からもありましたが、過度かどうかは、他の人は思っているが、うちは違うという解釈があって、それは結局校長先生が判断して保護者に対応する、あるいは顧問の先生に対応するというかたちになるんですか。

竹田次長

この方針に大きく逸脱をしているとなれば、教育委員会から

学校に指導はしないといけないと考えますが、そこら辺の微妙なラインは学校で納めていただくしかないかと考えております。

伊丹委員 勿論、方針を出していただくのはいままで通りでいいのかと思いますが、出すことによって、「合わないから何とかしなさい」「変えてください」という話も出てくるかと思しますので、そこは校長先生も対応いただく必要もあるだろうし、教育委員会としても学校をフォローをするという体制をとっていただけたらと思います。

尾崎教育長職務代理者 今回の伊丹委員にも関連してですが、具体的な数字をあげていますが、平日の時に1日、週休日で1日の2日であるとか、2時間であるとか、3時間であるとか、程度とは付けてありますが、その数字が明記されていることによって、それが基準になりますよね。

竹田次長 はい。

尾崎教育長職務代理者 その大変さが、学校ではあるんじゃないかと、逆に、数字を入れることが過度を抑制するために、是非、必要だという考え方だと思いますが、その辺りは、心配なさっていないんですか。

竹田次長 まず、休養日に関しましては、いま、ノークラブデーということで、平日週1回のノークラブデーの実施、土・日は月の中で2回ということで、取り組んでおります。

交野市の先生、校長にしっかりご指導いただいて、月中行事の中にノークラブデーを、どの学校も入れ込んでいただいておりますので、週1回は本市ではきちりと守れているのではなからうかと、試合などある場合は振替で取るなどして、その辺では全く心配はしておりません。

ただ、2時間から3時間などにつきましては、これから新しく取り入れることですので、少し最初は混乱が起こる可能性はあるかと思えます。

尾崎教育長職務代理人 何か、少し違っていませんか。週当たり2日以上を1日と言われましたよね。

竹田次長 現在はです。

尾崎教育長職務代理人 現在の話なんですね。

竹田次長 はい。

尾崎教育長職務代理人 現在の話なので、2日になっても大丈夫ということですね。

竹田次長 はい。

尾崎教育長職務代理人 すいません、聞き方が悪かったですね。

内山部長 すいません、一点よろしいですか。

尾崎教育長職務代理人 内山部長どうぞ。

内山部長 先ほど、尾崎教育長職務代理人の方からご質問がありましたいじめについてですが、部活動につきましても当然、学校の教育活動の一環でございますので、交野市のいじめ防止の基本方針であったり、各学校にガイドラインがございますので、当然その中で、いじめとみなされるような事案があれば、そこで対応していくべきことと考えております。

先ほどの、次長のお答えに付け加えさせていただきます。

尾崎教育長職務代理者

ただ、そういうのは目立って事象として全国的に起こっていることなので、従前からそういうものはあるけど、やはり取り立てて注意は必要だと思いますので、よろしくお願いします。

他に、質疑はございませんか。

長谷川委員どうぞ。

長谷川委員

先ほど、亥埜委員も言われましたが、私たちの時代からすると、部活動そのものが縮小している感じはします。

児童・生徒の数が少なくなっているのでは仕方ないとは思いますが、クラブの種類も少なくなっていて選べない、偏るかたちになっていると思いますが、ノークラブデーがある程度浸透したところで、全く心配なさっていないという事でしたが、ノークラブデーがあることによって起こった問題や、逆にこういったいい点があるなど、実際に活動している先生や児童・生徒から調査を行った経緯はありますか。

竹田次長

ペーパーで調査をしたという事はございません。

管理職による聞き取りがメインとなっております。

長谷川委員

今回の方針と全く話が違ってくると思いますが、これはあくまでも部活に入っている子の話であって、部活に入っていない子にしてみれば、ということになるんですが、実際に加入率は出されたことはあるんですか。

竹田次長

加入率はデータがございます。

長谷川委員

そうなんですね。

それは、目標のようなものはありますか。

竹田次長

目標はございません。

長谷川委員 別に、加入率がよかろうが、学校によってクラブに入っている子が、多くても少なくとも別にといことですね。

ここでも、「心身の成長と学校生活を」と、クラブ有りきですよというように書いてあると、もう少しクラブに入る何かをするのか、別にそこまでは、でも縮小傾向なのかと思います。

竹田次長 確かな数字は今お答えできませんが、交野市の中学生は、85%~90%近くは、クラブに入っていて、他のクラブに所属している生徒もいるという結果だったと記憶しております。

尾崎教育長職務代理者 他に、質疑はございませんか。

教育委員の意見としては、やむを得ない方針だと思いますが、そのことは部活動が縮小した理由、楽しくない・面白くないというイメージではなく、このことによって楽しい部活動だったり、みんなが入れてみんなが楽しくやれるクラブというその方向に是非向かっていただきたいと、これは教育委員全員の願いであろうと思いますので、その辺は要望として受け止めていただけたらと思います。

尾崎教育長職務代理者 他に、質疑はございませんか。

各委員 質疑なし

尾崎教育長職務代理者 質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。  
議案第9号「交野市部活動の在り方に関する方針について」は、原案のとおり可決してよろしいかお伺いします。

各委員 異議なし

尾崎教育長職務代理者 異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決しました。

以上で、日程8議案第9号「交野市部活動の在り方に関する方針について」を終わります。

本日、提示された案件は以上ですので、これをもちまして、3月第3回教育委員会定例会議を終了いたします。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長職務代理者

---

委員

---